

避難確保計画の作成について

高潮編

《要配慮者利用施設の職員・関係者のみなさまへ》

要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設
その他の主として防災上の配慮
を要する方々が利用する施設で
す。

例
え
ば

（社会福祉施設）

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

（学校）

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

（医療施設） ※有床のみ

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。



※国交省パンフレットより

釧路市防災危機管理課（令和8年9月）

避難確保計画とは

●法律で作成が義務付けられている水害や土砂災害からの避難計画です

根拠法令	災害	対象となる要配慮者利用施設	義務付けられている内容
水防法	洪水 高潮 内水	浸水想定区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	・避難確保計画の作成 ・市町村に計画を報告 ・避難訓練の実施 ・市町村に避難訓練の結果を報告 ・自衛水防組織の設置（設置する場合）
土砂災害防止法	土砂 災害	土砂災害警戒区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	・避難確保計画の作成 ・市町村に計画を報告 ・避難訓練の実施 ・市町村に避難訓練の結果を報告
津波防災地域づくりに関する法律	津波	津波災害警戒区域内かつ 市町村地域防災計画に定められたもの	・避難確保計画の作成 ・市町村に計画を報告 ・計画の公表 ・避難訓練の実施 ・市町村に避難訓練の結果を報告

避難確保計画の内容

●避難確保計画に定める項目について（ひな形に記載されています）

- ① 計画の目的・報告
- ② 計画の適用範囲
- ③ 防災体制
- ④ 情報収集及び伝達
- ⑤ 避難の誘導
- ⑥ 避難の確保を図るための施設の整備
- ⑦ 防災教育及び訓練の実施



※非常災害対策計画や消防計画、BCP（事業継続計画）等、施設において他の防災計画を作成している場合は、上記を追記することでも避難確保計画を作成したと見なすことが可能です

（記載内容は釧路市の『避難確保計画ひな形』に準じること）

避難確保計画の作成準備をする

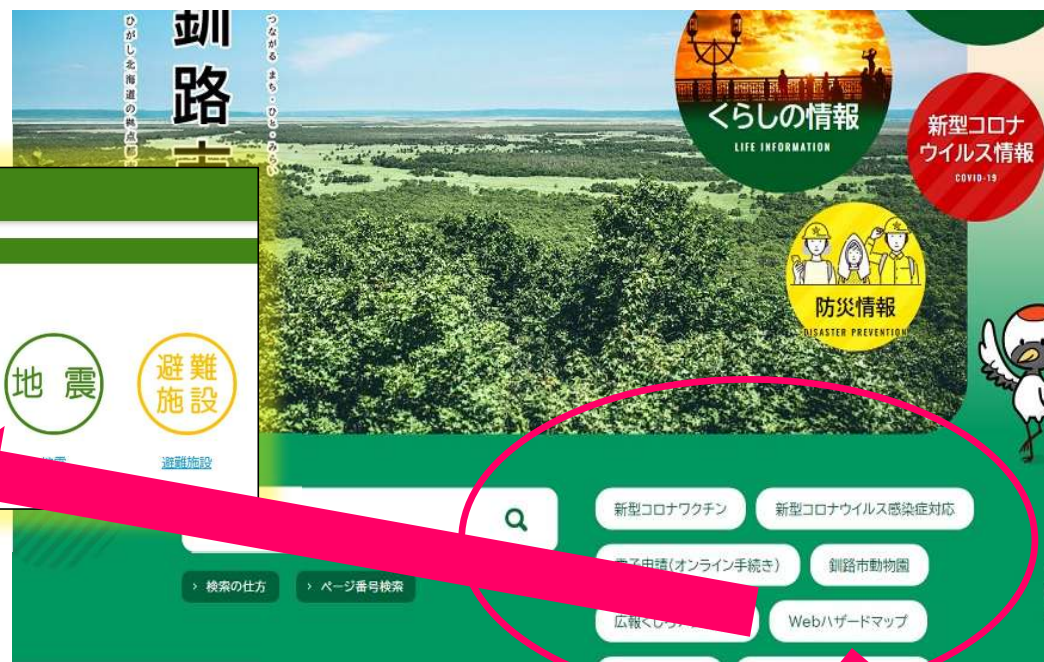
釧路市Webハザードマップを確認する

※釧路市ホームページトップ画面

- 釧路市Webハザードマップで施設の災害リスクを確認します
- LINEのトップ画面からも釧路市Webハザードマップを確認できます
- 高潮に関するマップを選択します



※釧路市Webハザードマップ



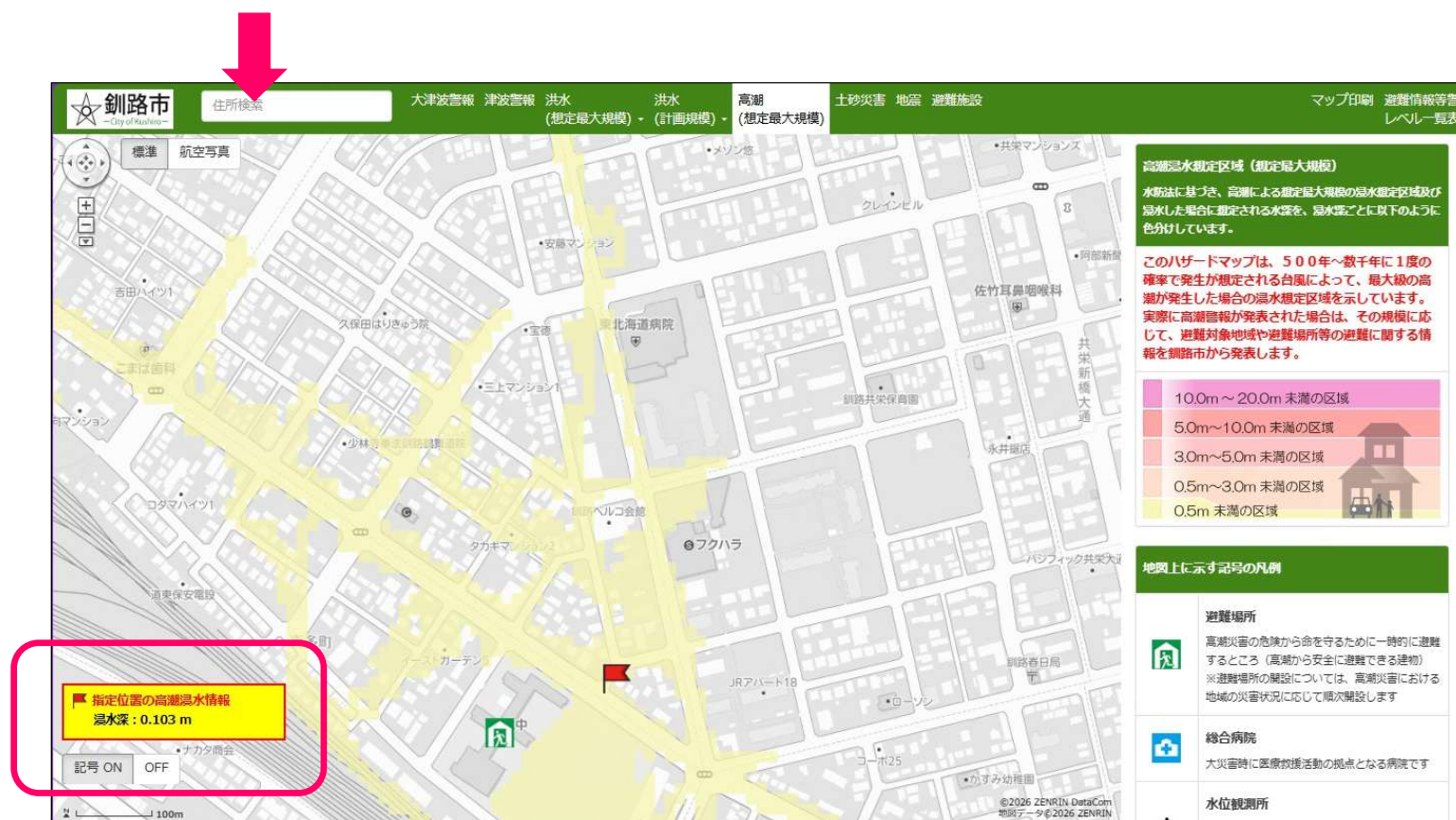
Webハザードマップを選択します

避難確保計画の作成準備をする

釧路市Webハザードマップを確認する

※高潮に関するマップ画面

- 住所を入力し、**高潮**の浸水想定区域を確認してください



※高潮に関するマッ

避難確保計画を作成する

●避難確保計画のひな形をダウンロードする

釧路市ホームページから、津波は「津波災害のページ」、高潮、洪水、土砂は「風水害のページ」へ進むと要配慮者利用施設における避難確保計画のひな形や手引き（医療施設、医療施設以外の2種類あります）、避難確保計画作成・変更報告書、訓練実施報告書のダウンロードができます。



避難確保計画ひな形を
ダウンロードします

※津波は「津波災害のページ」

避難確保計画を作成する ※高潮

避難確保計画の表紙

- 施設名・作成年月日・施設担当者と連絡先を記載します
- 釧路市防災危機管理課と一緒に作成することもできますので、気軽に相談してください



高潮時の避難確保計画(ひな形)
(医療施設を除く)

〇〇〇〇(施設名)
20〇〇(令和〇〇)年〇〇月

※高潮時の避難確保計画ひな形【医療施設を除く】

避難確保計画を作成する ※高潮

2026（令和8）年8月版

1. 計画の目的・報告

《記載例》

- この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
- 作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、高潮に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて見直ししていくものとする。
- 避難確保計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

2. 計画の適用範囲

《記載例》

- この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造 (該当するものに チェックする)	☐ 木造 ☐ 非木造	階数	☐ 階建て	使用階	☐ 階～ ☐ 階
利用者		〇名		〇名	〇名
施設職員		〇名		〇名	〇名

【高潮リスクの確認】

想定浸水深	☐ 0.5m未満	☐ 0.5～3.0m
	☐ 3.0m以上	

3

① 計画の目的・報告

- 避難確保計画の作成目的と訓練への活用、また計画を修正した際には、釧路市へ報告することについて記載します
- 釧路市Webハザードマップを活用し、施設における災害種別を確認し記載します
- 想定される災害を必ず確認してください

② 計画の適用範囲

- 誰が避難確保計画の適用対象となるのか、また施設の状況について記載します
- 利用者や職員の人数に変動がある場合は平均や定員数を記載します
- 該当する浸水深の範囲にチェックをします

避難確保計画を作成する ※高潮

③防災体制

- 避難行動の判断時期や、活動内容対応者・防災体制を定めます
- ひな形では活動内容が記載済みですが施設の休業や安全を確保した上での利用者引き渡しなど、適宜内容を変更・追加をしてください
- レベル3高潮警報**の段階になると、避難準備をして、**【レベル3高齢者等避難】**が避難開始の合図です！

3. 防災体制
《記載例》

2026（令和8）年8月版

警戒レベル	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
警戒レベル1	・早期注意情報 ・災害への心構えを高める	・防災気象情報等の収集 ・施設職員等への情報伝達 ※（・事前休業の判断）	情報収集伝達要員 (統括指揮者)
注意体制 警戒レベル2	・レベル2高潮注意報の発表	・防災気象情報、避難情報等の収集 ・施設職員等への情報伝達	情報収集伝達要員
警戒体制 警戒レベル3	・レベル3高潮警報の発表 ・【高齢者等避難】の発令	・防災気象情報、避難情報等の情報収集 ・使用する資器材の準備・運搬 ・利用者家族への事前協力依頼 ・周辺住民への事前協力依頼 ・市町村等への連絡 避難誘導開始	避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員
非常体制 警戒レベル4	以下のいずれかに該当する場合 ・レベル4高潮危険警報の発表 ・【避難指示】の発令	・施設内全体の避難誘導と避難完了の確認 ・市町村等への連絡	避難誘導要員 情報収集伝達要員

避難指示の発令

！重要！

レベル3「高齢者等避難」、レベル4「避難指示」の発令が間に合わない場合があるので、低気圧や台風大きさ等、降水量や浸水の状況により自主的な判断と避難行動を

警戒レベル

新たな避難情報等

5	緊急安全確保※1 きんきようあんぜんかくほ
4	避難指示※2 ひなんしじ
3	高齢者等避難※3 こうれいしゃとうひなん
2	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	早期注意情報 （気象庁）

避難確保計画を作成する ※高潮

③防災体制

- レベル5高潮特別警報は、災害が起きる可能性が極めて高い、またはすでに災害が起きている状況です
- 直ちに緊急安全確保をしてください

2026（令和8）年8月版

非常体制	警戒レベル5	以下のいずれかに該当する場合 ・レベル5高潮特別警報の発表 ・【緊急安全確保】※の発令 （※必ず発令される情報ではない事に注意）	緊急安全確保	避難誘導要員
------	--------	---	--------	--------

■上記のほか、施設の管理権限者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。
（注）自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。

■高潮に関する情報体系と名称について（R8.5月より運用）

高潮に関する情報体系と名称		
分類	高潮予報海岸	その他の海岸
発表主体	国土交通省・気象庁・都道府県	気象庁
発表指標	波による打上げ高を予測した高潮位	潮位
情報名称	5	レベル5高潮特別警報
	4	レベル4危険警報
	3	レベル3高潮警報
	2	レベル2高潮注意報
1	早期注意情報	

■現在の高潮予報

【吸い上げ】気圧低下による
【吹き寄せ】海岸に吹く風による潮位上昇

波の打上げ高を予測・警報に反映

波の打上げ高を予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に

高潮時の潮位

平常時の潮位

地形情報

国土交通省
都道府県

5

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動

5段階の警戒レベルと防災気象情報				
気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
災害の切迫・発生	レベル5特別警報	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保！ ・速に安全な避難所へ。命の危険な状況。いまだ避難所より安全な場所へ退却。移動等する。	5
2時間～0.5時間程度前	レベル4危険警報	避難指示 第4次防災体制 （災害対策本部設置）	危険な場所から全員避難 ・台風などにより風雨が予想される場合は、屋根が吹き飛ばれる前に避難を完了させる。	4
数時間～3時間程度前	レベル3警報	高齢者等避難 第3次防災体制 （避難指示の発令を中断できる体制）	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人にも必要に応じて、避難の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
半日～数時間前	レベル2注意報	第2次防災体制 （高齢者等避難の発令を判断できる体制） 第1次防災体制 （連絡警備を配置）	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
数日～約1日前	早期注意情報 （気象庁の可成性）	・心構えを一段高める ・職員の間接体制を確認	災害への心構えを高める	1

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に基づき気象庁において作成

※気象庁の発表の区分と市が発表する避難情報

避難確保計画を作成する ※高潮

④ 情報収集及び伝達

- 事前休業の判断について記載します。通所部門など事業別に取り決めましょう
- テレビやラジオ、スマートフォン等の情報機器を使用し、**気象情報や避難情報を集め、職員（施設の状況に応じて利用者）に共有（情報の伝達）**してください※ひな形に記載されています
- 収集した情報のほか、施設周辺での災害の前兆が確認された場合は、避難行動を開始します

- 2026（令和8）年8月版
- 事前休業の判断について（※該当する場合に【3. 防災体制】の表のレベル1へ記載する）台風の接近等、風雨の影響により公共交通機関の計画的な運休等が予定される場合、〇〇部門を臨時休業とする。
 - または午前・午後〇〇時の時点で、以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

《事前休業の判断基準となる防災気象情報等》

- 高齢者等避難
 - レベル3 高潮警報またはレベル4 高潮危険警報
 - 暴風警報または特別警報
 - 大型台風の襲来が予想される場合
- ※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする

4. 情報収集及び伝達

《記載例》

（1）情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報、 台風・低気圧など（気象庁）	気象庁 HP、北海道防災メール、 テレビ、ラジオなど
高潮予報・潮位観測情報	気象庁 HP
避難情報（高齢者等避難・避難指示・避難所開設等）	テレビ、ラジオ（FMくしろ 76.1MHz）、 釧路市 HP、釧路市防災メール、 釧路市 LINE、 釧路市 Web ハザードマップなど

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。
- 台風の接近などあらかじめ災害の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。

『FMくしろ（76.1MHz）』では、釧路市との協定により災害情報が割り込み放送されます



避難確保計画を作成する ※高潮

④情報収集及び伝達

- **連絡行為**については、時間的に可能な場合に限ります。
- また、避難完了の連絡についても可能な場合は**釧路市担当課（障がい福祉課や介護高齢課など）**へ連絡をします

2026（令和8）年8月版

○釧路市防災メール



➤ 高潮浸水想定区域については釧路市ホームページや釧路市 Web ハザードマップで公開している。

○釧路市 Web ハザードマップ

○釧路地区・音別地区高潮浸水想定（全体図）



(2) 情報伝達

- 別紙「施設内緊急連絡網」に基づき、防災気象情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 別紙「施設利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者家族等に対し連絡をする。

- ・施設利用者等を避難させる可能性がある場合
「今後の状況に応じ、〇〇〇〇（避難場所）へ避難する」旨を連絡する。
- ・施設利用者等を避難させる場合
「〇〇〇〇（避難場所）への避難を開始する。引き渡し開始については、追って別途連絡する。」旨を連絡する。
- ・避難の完了後、利用者家族等に対し、「避難が完了。これより〇〇〇〇（避難場所）において引き渡しを行う」旨を連絡する。

7



避難確保計画を作成する ※高潮

⑤避難誘導

5. 避難誘導

2026（令和8）年8月版

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

- 避難場所は下表のとおりとする。災害の状況によって避難場所が順次開設されるため、最寄りの避難場所が開設されているとは限らないことに留意し、釧路市からの避難場所の開設状況を必ず確認してから避難を開始すること

- 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

(2) 避難経路

- 避難場所までの避難経路については、別紙1「避難場所までの避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導方法

- 避難場所までの移動手段は、以下のとおりとする

避難場所	名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
避難場所1		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
避難場所2		〇m	☐ 徒歩 ☐ 車両〇台 ☐ その他()	〇分
屋内安全確保				

※「屋内安全確保」は、以下に該当するか検討の上、慎重に判断すること。

- ・一定期間浸水することによる支障を許容できること
(支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になる等、電気、ガス、水道、トイレ等が使用できなくなるおそれ)

- 早期の立ち退き避難が必要な区域内での「屋内安全確保」は家屋の倒壊や浸水の深さが3m以上となる等の危険性があることから、原則、行わない。

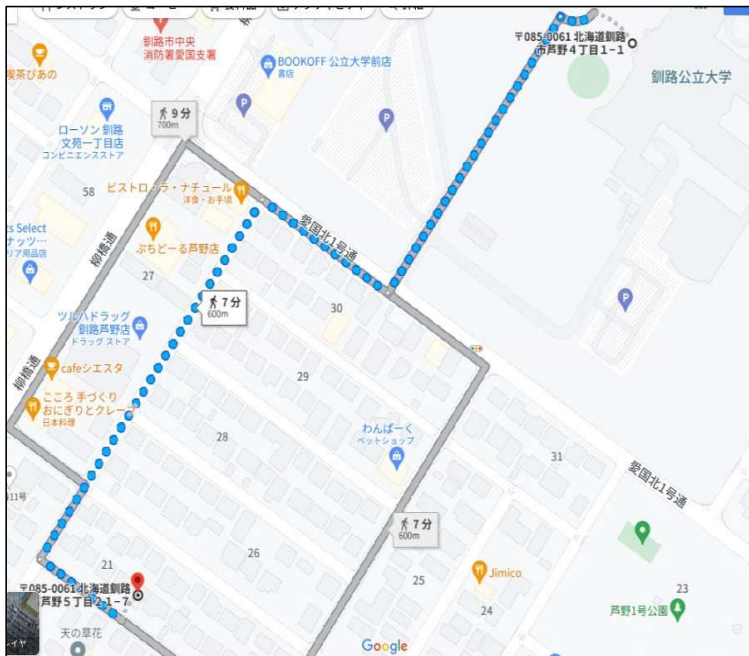
緊急安全確保	急激に災害が切迫することにより避難場所へ安全に避難できない過酷な事象に遭遇した場合に緊急的に移動する
--------	--

- 避難場所や移動距離、移動手段、避難に要する時間を記載します
- 避難場所が周辺に複数ある場合は、候補をいくつか選定してください
- 避難の際は、必ず避難場所が開設されているか釧路市の避難情報を確認すること
- 屋内安全確保は、浸水深と施設設備、備蓄等をよく確認し慎重に判断してください
- 緊急安全確保は、逃げ遅れなどの緊急時の場合の避難行動です

避難確保計画を作成する ※高潮

施設周辺の避難経路図

- 避難場所までの経路図を作成します
- 実際に道を歩き（移動して）できるだけ安全な経路を検討します
- 最短ルートとは限りません



←Googleの経路地図を張り付けたものです。
地図は手書きでも大丈夫です



訓練の実施の際も道路状況などを確認
しましょう。
実際に歩くと道が凸凹であったり、狭
くて危険だったりすることがあります。

避難確保計画を作成する ※高潮

⑥避難の確保を図るための整備

6. 避難の確保を図るための施設の整備

2026（令和8）年8月版

《記載例》

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

分類	避難に必要な装備品や備蓄等	数量	設置保管場所
情報収集・伝達	☐ テレビ ラジオ（FM くらほ 76.1MHz）		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話 ☐ 携帯電話用バッテリー		
	☐ 電話・ファックス		
	☐ 電池・非常用電源		
避難誘導	☐ 名簿（従業員、利用者等）		
	☐ 案内旗		
	☐ タブレット ☐ 携帯電話		
	☐ 携帯電話バッテリー		
	☐ 懐中電灯 ☐ 電池式照明器具 ☐ 電池		
	☐ 携帯用拡声器		
	☐ 電池式照明器具		
	☐ ライフジャケットやヘルメット		
	☐ 蛍光塗料		
	☐ 雨具		
	☐ 救急用品		
施設備蓄・非常持ち出し品	☐ 水（1人あたり〇ℓ） ☐ 食糧（1人あたり〇食分）		
	☐ 寝具 ☐ 防寒具 ☐ 着替え		
	☐ おむつ・おしりふき ☐ ウエットティッシュ		
	☐ 体温計 ☐ マスク ☐ 消毒液		
	☐ 使い捨て手袋、 ☐ ビニールエプロン		
	☐ 嘔吐処理具、 ☐ ゴミ袋		
	☐ ハンドソープ		
	☐ タオル		
	☐ 常備薬、 ☐ 包帯・絆創膏		
	☐ 簡易トイレ		
	☐ 電池 ☐ 携帯電話バッテリー		
	☐		
その他	☐		
	☐		

※自衛水防組織を設置する場合には、自衛水防組織の装備品リストを記載する

- ・ 情報収集や非難誘導に使用する資機材について、保管状況を把握し適切に管理するよう努めます
- ・ 非常食や飲料水等の備蓄をします **※施設内での屋内安全確保を計画している場合は、必ず施設に備蓄してください**
- ・ 電気・ガス・水道・トイレ等が使用できなくなること想定し、資器材を準備してください

避難確保計画を作成する ※高潮

避難に必要な設備等

2026（令和8）年6月版

分類	設備等	数量	設置保管場所
通常の設備	階段昇降機		
	車いす		
	その他（例：移動用車両、担架など）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源		
	土のう		
	止水板		
	その他（例：非常用サイレンなど）		

7. 防災教育及び訓練の実施

《記載例》

- 毎年4月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年5月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 5月の訓練を実施した後、釧路市へ報告書を4月実施分とまとめて提出する。
- 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - 毎年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - 訓練実施報告書の様式を使用しメールで提出、あるいは電子申請により釧路市防災危機管理課へ提出する。
 - 自衛水防組織を組織または変更したときは、遅滞なく、釧路市長へ報告する。

⑥避難の確保を図るための整備

- 施設の設備等について記載します。
- 保管状況を把握し適切に管理するよう努めます

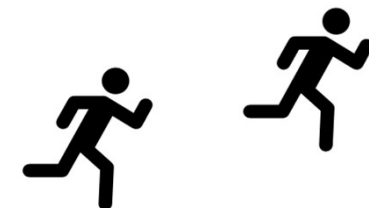
⑦防災教育及び訓練の実施

- 年1回以上の訓練の実施計画を記載します
- 訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に「訓練実施報告書」を釧路市防災危機管理課へ提出してください
- 複数回実施した場合は、まとめて報告してもかまいません
- 電子申請での提出も可能です 避難確保計画のページ（6ページ参照）にある、QRコードから申請できます

避難確保計画を提出する

「避難確保計画作成・変更報告書」を作成

- 施設の管理者について、住所連絡先等を入力します
- 作成・変更・その他の計画に追加したものか、チェックをします
- 対象としている災害を○で囲みます
- 避難確保計画が作成できましたら、「避難確保計画作成・変更報告書」を添付して釧路市防災危機管理課へ2部提出してください
- 避難確保計画の目次にあるように、施設の連絡網等の様式は釧路市へ提出不要です。施設で保管してください



避難確保計画作成（変更等）報告書

令和 年 月 日

（あて先）
釧路市長

報告者（所有者・管理者）
住 所
氏 名
電 話 （ ）
FAX
メール

別添のとおり、津波防災地域づくりに関する法律（津波法）、水防法、土砂災害防止法（土砂法）の規定に基づく避難確保計画を
☐（作成・変更） しましたので報告します。
☐消防計画・その他計画に追加

施設の所在地	施設所住所
施設の名称	施設名
添付資料の内容	津 波 ・ 洪 水 ・ 高 潮 ・ 土砂災害 避難確保計画
施設の用途 その他特記事項 （変更の場合は主要な変更事項）	施設の事業について
※事務局通信欄（報告者は記入しないこと）	
受 付 欄	経 過 欄
	☐ 担当課送付（ 課）

備考 1（作成・変更）のうち該当部分を○で囲むこと。
 2（所有者名・管理者名）のうち該当部分を○で囲むこと。
 3 避難確保計画は2部提出すること。

訓練実施報告書を提出する

訓練実施報告書の提出

- ⑦防災教育及び訓練の実施に定めるとおり、年1回以上の訓練の実施が法律義務となっています
- 訓練の内容はチェック項目のほか、施設で行っている訓練を記載してください（自由記載）
（例）小学校と一緒に避難訓練を実施など
- 訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に「**訓練実施報告書**」を**釧路市防災危機管理課**へ提出してください
※記載例を参考にしてください（6ページ参照、様式をダウンロードします）
- 行った訓練内容にチェックを入れます、実際に参加した人数、訓練にかかった時間等を記載します
- 複数回実施した場合は、まとめて報告してもかまいません



(別紙 1)

洪水・土砂災害・津波に関する訓練実施報告書

(あて先) 釧路市長		令和 年 月 日	
		訓練記録作成者(報告者) 職 氏名	
施設の所在地			
施設の名称			
訓練日時	年 月 日 時 分から 時 分		
想定災害 (対象災害と河川名を ○で囲む)	洪水(新釧路川 釧路川・別保川 阿寒川)		
	土砂災害		
	津波		
訓練の種類・内容	☐ 図上訓練	☐ 情報伝達訓練	
	☐ 避難経路の確認訓練	☐ 立ち退き訓練	
	☐ 垂直避難訓練	☐ 備蓄や非常用持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他() 訓練内容について自由記載		
訓練参加者 ・参加人数	職員	名	
	施設利用者	名	
	その他訓練参加者(施設利用者の家族や地域住民など)	名	
	・	名	
確認事項	☐ 避難支援に要した人数	名	
	☐ 避難に要した時間	時間 分	
	☐ 避難先や避難経路の安全性(避難先:)		
	その他		
※事務局通信欄(報告者は記入しないこと)			
受付欄	経過欄		

《提出先・問い合わせ先》 釧路市総務部防災危機管理課 電話 0154-31-4207
FAX 0154-23-5180
Eメール bo-bousai@city.kushiro.lg.jp